

様式第8（第12条第1項）

令和 年 月 日

公益財団法人
日本デザインナンバー財団 理事長 殿

交付決定事業者

所 在 地

名 称

代表者役職・氏名

印

2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）の開催に関連した
交通サービスの充実等に対する事業に係る
消費税及び地方消費税の仕入れ控除税額報告書

令和 年 月 日付け日デ財発第 号をもって助成金の額の確定通知の
ありました2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）の開催に関連した交通サー
ビスの充実等に対する事業について、消費税の申告等により当該助成金に係る消費税
等仕入控除税額が確定したので、2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）の開
催に関連した交通サービスの充実等に対する助成実施要領第12条第1項の規定に
基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 助成対象事業の名称

2. 助成金の額

金 円

3. 助成金の額のうち消費税及び地方消費税相当額

金 円

4. 「3」のうち仕入控除税額の対象とならなかった額

金 円

5. 助成金返還相当額

金 円

6. その他

【記載要領】 (様式第8)

1. 本様式の各項目は、以下により記載して下さい。

(1) 助成対象事業の名称

助成対象事業の名称を記載して下さい。

(2) 助成金の額

助成金の確の確定通知（実施要領第11条第1項）に記載された「助成金の額」の金額を記載して下さい。

(3) 助成金の額のうち消費税及び地方消費税相当額

上記(2)に記載した助成金の額のうち、消費税及び地方消費税相当額を記載して下さい。

(4) 「3」のうち仕入控除税額の対象とならなかった額

「3」に記載した「助成金の額のうち消費税及び地方消費税相当額」のうち、仕入控除税額の対象とならなかった額を記載して下さい。

(5) 助成金返還相当額

「3」に記載した「助成金の額のうち消費税及び地方消費税相当額」から「4」に記載した「「3」のうち仕入控除税額の対象とならなかった額」を差し引いた額を記載して下さい。

なお、助成金返還相当額が生じた場合には、実施要領第12条第2項の規定に基づき、当財団の理事長からその金額の返還を命じることとなります。

(6) その他

本報告の際、交付決定事業者が、消費税法上の課税事業者ではない等の理由により、確定申告書等の写しを添付することができない場合には、確定申告書等の写しを添付できない理由を「6」に記載して下さい。また、その他特記事項があれば記載して下さい。

2. 添付資料について

本報告には、報告事項が確認できる資料（確定申告書等の写し）を添付して下さい。